

## 条例が制定された場合の今後について

### 《はじめに》

現在、条例の制定を目指して準備を行っているところですが、今後、条例が制定された場合に、具体的にどのようなこと（施策）を行っていくのかについて、今、市で考えていることとお話ししていきたいとおもいます。

まずは、市の考えをお話しする前に、条例案に書かれている「施策の推進方針」を確認してみたいと思います。

	施策の推進方針
(1)	障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項
(2)	コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項
(3)	市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項
(4)	障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取るこ とができる環境づくりに関する事項
(5)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

以上が、「施策の推進方針」となります。

これらの事項を進めていくための具体的な内容は、「方針書案」に詳しく書かれているところですが、その具体的にやっ  
ていこうとすることを参考にして考えました「これから市がやろうとしていること」を、次のページからお話ししていきたいとおもいます。

# 《「これから市がやろうとしていること(施策)」について》

## 【条例制定後に、市がやろうとしていること(施策)】

	市がやろうとしていること(施策)
①	文字を読むことが難しい人のために、文字を音声化するパソコンソフトを障がい福祉課で購入し(買って)、市役所職員みんなが使えるようにする。
②	障がいのある人とのコミュニケーション手段を書いたガイドブックをつくる。
③	障がい福祉課でコミュニケーションボードをつくり、そのデータを市のホームページに載せて事業者や市民など誰でも使えるようにし、コミュニケーションがしやすい環境を整える。(ホームページに載せたことの周知も行っていく。)
④	障がいへの理解を深めるための、市職員や市民対象とした講演会を行う。
⑤	コミュニケーション支援者を支援する環境を整える。
⑥	条例について、出前講座や学校での出前授業を行う体制をつくる。
⑦	コミュニケーションがとりやすい環境となっているのか、または足りていないことはどんなことなのかなどを検証する(確かめる)機会をつくる。

以上が、現在、市が考えている(やろうとしている)ことになります。

また、これらの中の、

①「文字を音声化するソフトの導入」

②「ガイドブックをつくる」

については、令和6年度の中で行っていかうと考えています。

そして、その他についても令和6年度以降に予算(市のお金)をつけながら取り組んでいこうと考えており、取り組む時には、事前に障がい者の関係団体やコミュニケーション支援者などと話し合うこと、また、地域自立支援協議会に意見を聞きながら、誰もがコミュニケーションを取りやすい環境となるような施策を、市が中心となって進めていきたいと思ひます。

## 《最後に…》

令和4年6月に第1回目の検討委員会が開催され、今日を入れてこれまでに計9回の検討委員会が行われてきました。

最初の検討委員会で石狩市より「条例を検討してもらいたい」という提言依頼を受け、そこから条例はどのような形でつくられるのかということを皆さんと確かめていきながら条例や方針書の案をつくり上げていき、前回の検討委員会では、これまでに話し合われた結果がまとめられた提言書を市に提出しました。

また、施策の推進方針の内容をつくる時には、委員の皆さんにアンケートを取らせていただき、そこで発表された貴重な意見が、今お話しした「市がやろうとしていること」につながっています。

これら「市がやろうとしていること」を、すべてまとめて行うということはなかなか難しいですが、毎年どんなことをしていくのかという目標をつくりながら、一つ一つ確実に取り組んでいくことがとても大切だと思います。

この条例を制定することによって、条例案の前文にも書かれておりますが、「障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合うこと」や「孤立や困難を感じることなく情報を伝え、受け取ることができる環境づくり」を皆さんとともに目指していきたいとおもいます。

そしてこの資料の最後に、これまで検討委員の皆さんで作り上げた条例と方針書の案を、次のページにそれぞれ載せましたので、お時間のある時に改めてお読みいただければと思います。

じょうれいあん  
条例案

いしかりしじょう しゃじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい  
石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例

ぜんぶん  
【前文】

わたし しみん ねが しょう たが  
私たちが市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに  
ところ かよ りかい あ あんしん く つづ  
心を通わせ理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けるこ  
とができるやさしいまちにしていくことです。

しみんひとり しょう ひと ほうほう  
そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人がわかる方法に  
じょうほう つた う と ところ  
よって情報を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや、  
こみゆにけーしょん えんかつ おこな しゅだん かつよう ひつよう  
コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

じょうほう う と むずか こみゆにけーしょん と  
また、情報を受け取ることが難しいことやコミュニケーションを取  
りにくいことで、じぶん きも つた ことりつ  
自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してし  
まうことがないよう、ほんにん いしひょうじ しえん たいせい じゅうじつ  
本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、  
こんなん かん じょうほう つた う と かんきょう  
困難を感じることなく情報を伝え、受け取ることができる環境を  
ととの じゅうよう  
整えることが重要となります。

わたし しみん しょう ひと ほうほう じょうほう つた かた  
私たちが市民は、障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方  
う と かたおよ こみゆにけーしょんしゅだん まな きも も  
や受け取り方及びコミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持  
ち、そしてしょう りかい ふか しょう  
障がいへの理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず  
だれ く めざ じょうれい  
「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指し、この条例を  
せいいてい  
制定します。

もくてき  
【目的】

第1条 この条例は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるための基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

ていぎ  
【定義】

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かが ようご いぎ とうがいかくごう  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に  
さだ  
定めるところによります。

しょう ひと しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう  
(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障が  
いを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び  
しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う  
社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受  
じょうたい  
ける状態にあるものをいいます。

しゃかいてきしょうへき しょう ひと にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ  
(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を  
おく うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん  
送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをい  
います。

こみゆにけーしょん しゅだん しゅわ ようやく ひつき てんじ しょつかく つか  
(3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った  
こみゆにけーしょん しょくしゅわ ひつだん だいひつ おんやく だいどく へいい ひょうげん じつぶつ  
コミュニケーション、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物  
また え ず ていじ かんじおよ かたかな ひらがな つ みぶ  
又は絵図の提示、漢字及び片仮名などに平仮名を付けること、身振り、  
じゅうどしょう しゃよう い しでんたつそうち くちも じ あいしーていー じょうほうつうしんぎじゅつ きき  
重度障がい者用意思伝達装置、口文字、ICT(情報通信技術)機器そ  
た しょう ひと じょうほう つた う と さい およ  
他の障がいのある人が情報を伝え、受け取る際及び  
こみゆにけーしょん おこな さい ひつよう しゅだん かつよう  
コミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいま  
す。

しみん しない きよじゅう また つうきん も つうがく もの  
(4) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいいます。

じぎょうしゃ しない じぎょう いとな こじんまた ほうじん  
(5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。

こみゆにけーしょん しえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ てんやくしゃ おんやくしゃ  
(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者そ  
た しょう ひと こみゆにけーしょん しえん おこな  
他の障がいのある人のコミュニケーションの支援などを行うものをい  
います。

ごうりてきはいりょ しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう ばあい  
(7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その  
じょうきょう おう おこな てきせつ ちょうせいまた へんこう  
状況に応じて行われる適切な調整又は変更をいいます。

きほんりねん  
【基本理念】

第3条 障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生

社会の実現は、次の事項を基本理念として行います。

- (1) コミュニケーションを円滑に行う手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる権利を最大限に尊重すること。
- (2) コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境づくりを行う際は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重すること。
- (3) 誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指し、障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合うこと。

し せきむ  
【市の責務】

だい じょう し ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん  
第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にの  
しょう ひと ほうほう じょうほう つた うえ  
っとり、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け  
と かんきょうおよ こみゆにけーしょんしゅだん ひろ りょう  
取りやすくする環境及びコミュニケーション手段を広めて利用しや  
かんきょう ひつよう しさく そうごうてき けいかくてき  
すくする環境をつくるために必要となる施策を総合的かつ計画的  
すいしん  
に推進するものとします。



しみん やくわり  
【市民の役割】

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人が  
わかる方法によって情報を伝え、受け取りやすくする環境及び  
コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるた  
めの市の施策に協力するよう努めるものとします。

じぎょうしゃ やくわり  
【事業者の役割】

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと  
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人  
がわかる方法によって情報を伝え、受け取りやすくする環境及び  
コミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくるた  
めの市の施策に協力するよう努めるものとします。

じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょう ひと  
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人がわかる  
方法によってコミュニケーション手段を利用できるようにするため  
の合理的配慮を行うよう努めるものとします。

## 【施策の推進方針】

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとします。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとします。

(1) 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

(2) コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項

(3) 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項

(4) 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、施策の推進方針の実施に当たり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとします。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとします。

ざいせいじょう そち  
【財政上の措置】

だい じょう し しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう  
第8条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよ  
つと  
う努めるものとしします。

いにん  
【委任】

だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ  
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

ほうしんしよあん  
方針書案

いしかりししよ しゃじよほう こみゆにけーしよんじようれい きてい  
石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例に規定する  
しさく すいしん ほうしん  
施策を推進するための方針

しょう ひと にちじよせいかつ おく しゃかいさんか  
障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなる  
じよほう つた う と かんきよ ととの しょう  
ように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、な  
いにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすいまちになるこ  
め ぎ いしかりししよ しゃじよほう こみゆにけーしよんじようれいだい じようだい  
とを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第  
こう かくごう きてい じこう い か すいしん  
2項の各号に規定する事項を以下のとおり推進します。

# 1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

## (1) 施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

市は、市内で活動するコミュニケーション支援者などと連携し、コミュニケーション手段への理解を広め、学べる環境づくりに努めていきます。

## (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段があることを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホームページの活用などを通じて、広く周知を行います。

イ 市内関係機関と連携を図り、市民が幼い頃からコミュニケーション手段を学ぶ機会を創出するとともに、障がいのある人とふれあう機会を設けるなど、障がいへの理解を広める取組を行います。

ウ 市職員や公的機関、事業者に対し、コミュニケーション手段を学ぶなど障がいへの理解を深めるための研修を実施していきます。

## 2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項

### (1) 施策の基本的方向

障がいのある人は、コミュニケーション支援者による支援とコミュニケーション手段を活用することで、自分の気持ちを正確に伝え円滑なコミュニケーションを行うことができるものと考えます。

市は、コミュニケーション支援者の必要性やコミュニケーション手段の重要性を認識し、コミュニケーション支援者の支援体制を充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくことに努めていきます。

### (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動できるよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その方策を検討していきます。

イ 市民や事業者などに対し、コミュニケーション手段の活用方法を広めていき、障がいのある人がコミュニケーションをしやすい環境にしていくため、その方策を検討していきます。



### 3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する 事項

#### (1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、外出先や店などで情報を伝え、受け取ることに困難を感じることはないよう、障がいのある人への合理的配慮を理解し、行っていくことが必要です。

市は、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁などにより生活がしづらくなることはないよう、合理的配慮の必要性やその理解を広めていくことに努めていきます。

#### (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮について学ぶなど理解を深める機会をつくります。

イ 事業者が障がいへの理解や合理的配慮に向けた環境づくりに取り組むことができるよう、その取組への支援の方策を検討していきます。

## 4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

### (1) 施策の基本的方向

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

市は、障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、コミュニケーション手段の活用を広げていき、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりに努めていきます。

### (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、ICT（情報通信技術）機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めていきます。

イ 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法による表現や、ルビつきの書類を作成するなどのコミュニケーション手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 関係機関と連携し、災害時や緊急時に提供される情報について、障がいのある人がわかる表現を使い、避難行動を取りやすい環境づくりを進めていきます。

エ 障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとしします。

## 5 ぜんかくごう にか しちょう ひつよう みと じこう 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

し  
市は、1から4までに定めるもののほか、市長が必要と認める施策  
すいしん  
を推進します。